

田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

田村市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 委託業務目的

田村市は、令和2年度を初年度とする「第2期田村市地域創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）において、人口減少や少子化対策などの多くの課題解決に向けた施策に取り組んでいる。

第2期総合戦略の計画期間が、令和6年度で満了を迎えることから、その取組みを検証するとともに、国が示す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、これまでの第2期総合戦略を発展させた田村市デジタル田園都市構想総合戦略（以下、「田村市デジ田戦略」という。）を策定し、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

3. 田村市デジ田戦略の概要

（1）計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年

（2）構成

人口ビジョン、総合戦略

（3）策定手順

外部有識者で構成する田村市地域創生総合戦略会議にて、第2期総合戦略の検証及び田村市デジ田戦略について意見を聴取するとともに、田村市地域創生戦略本部会議を設置し、田村市デジ田戦略を策定する。

4. 委託業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

5. 委託業務の内容

田村市デジ田戦略に関する一式とし、概ね下記の業務内容とする。

この委託業務は、田村市デジ田戦略の策定に必要なと思われる事項を明記しており、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

（1）人口ビジョンの策定支援

最新の日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の人口動向分析・将来人口推計について

の基礎データ、分析項目、分析例等の情報を用いて、田村市における将来人口の推計・分析を支援する。

① 人口の分析

- ・ 総人口や年齢 3 区分別人口等の推移、出生、死亡及び転出入の推移等に関する動向分析を行う。

② 人口の将来展望

- ・ 第 2 次田村市総合計画で定める将来目標人口を基本に、人口推計を行う。

(2) 総合戦略策定支援

本市の現状や人口の分析・将来展望を踏まえ、令和 7 年度から 5 か年の施策の基本的方向、具体的な施策の策定及び重要業績評価指数（K P I）の策定を支援する。

① 第 2 期総合戦略の検証

- ・ 重要業績指標等（K P I）を用い、効果検証を行う。取組みの進捗状況の確認と合わせ、デジタルの力を活用した課題解決に向けた取組の検討を行う。

② 田村市デジ田戦略の策定

- ・ ①及び国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」「デジタル田園都市国家構想総合戦略」「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」等を踏まえ、地域ビジョン等、基本的な施策の方向性を整理する。
- ・ 具体的な施策の策定及び重要業績評価指数（K P I）の検討・設定を行う。
- ・ 「デジタル行財政改革中間とりまとめ」などを踏まえ、デジタルを活用した施策を加えるとともに、従来の地方創生の取組みも推進する。

(3) 事務局との打合せの実施

- ・ 計画の策定、進捗状況に係る打合せを適宜実施する。

6. 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務に先立ち、業務の実施体制、実施内容、スケジュール等をまとめた業務実施計画書を、契約後 14 日以内に提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にし、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次事務局と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。

7. 成果品

- (1) 受託者は、業務完了届とともに、以下の成果物を委託者へ納品すること。
田村市デジ田戦略（A 4 版 30 項程度）の電子データ及び紙媒体 2 部
※電子データは（W o r d ・ P D F）とする。
- (2) 成果品に関する一切の権利は全て田村市に帰属する。

8. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
また、業務終了後も同様である。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、事務局と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (4) 業務に必要な資料で田村市が所有している提供可能な資料については、貸与する。
この場合は、業務が完了した後、すみやかに返却すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。